

「老親が倒れたら」
～介護保険から相続の話まで～

日時：2017年6月28日（水）

場所：○△共済会館

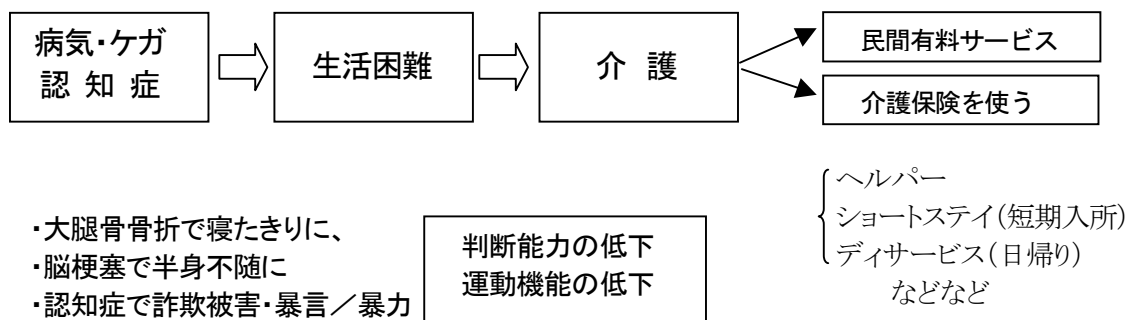
～ いざという時に、戸惑わないために ～

1. 親が倒れたら・認知になったら1
2. 介護保険（健康保険との違い）1
3. 高齢者の 住む所とお金の管理4
4. 亡くなる直前・直後4
5. 四十九日・一周忌までに6
6. いろいろあるサービス7
- おまけ** お一人さまの老後について7

ライブリフト・プランニング
CFP® 竹本 隆之

〒616-8106
京都市右京区太秦森ヶ西町 18-2-406
Tel/Fax 075-864-9400
E-mail: takemoto@livelihood.jp

1. 親が倒れたら・認知になったら



2. 介護保険（健康保険との違い）

(1) 介護保険料

- 40～65 歳以下 健保に上乗せして払う(世帯主が家族分払う)
→ 健保組合と給料で決まる
 - 65 歳以上 自治体ごとに各個人一人一人の所得で決まる。
→ 京都の場合 11 段階。原則、年金から天引き
- 収入 - 控除 = 所得

※健康保険は、世帯(扶養者がいる場合)の所得で決まる
 <世帯割+人数割+所得割>

65 歳以上の介護保険料(京都市の場合)

| | | 保険料倍率 | 介護保険料 (年額) | 本人所得 |
|---------|---------|-------|---------------|---------|
| 世帯全員非課税 | 第 1 段階 | 0.45 | 32,832 | 80 万以下 |
| 世帯全員非課税 | 第 2 段階 | 0.68 | 49,612 | 120 万以下 |
| 世帯全員非課税 | 第 3 段階 | 0.75 | 54,720 | 120 万～ |
| 本人のみ非課税 | 第 4 段階 | 0.9 | 65,664 | 80 万以下 |
| 本人のみ非課税 | 第 5 段階 | 1 | 72,960 | 80 万～ |
| | 第 6 段階 | 1.1 | 80,256 | 125 万以下 |
| | 第 7 段階 | 1.35 | 98,496 | 125 万～ |
| | 第 8 段階 | 1.6 | 116,736 | 190 万～ |
| | 第 9 段階 | 1.85 | 134,976 | 400 万～ |
| | 第 10 段階 | 2.1 | 153,216 | 700 万～ |
| | 第 11 段階 | 2.35 | 171,456 | 1000 万～ |

介護保険料（年額・本人分）

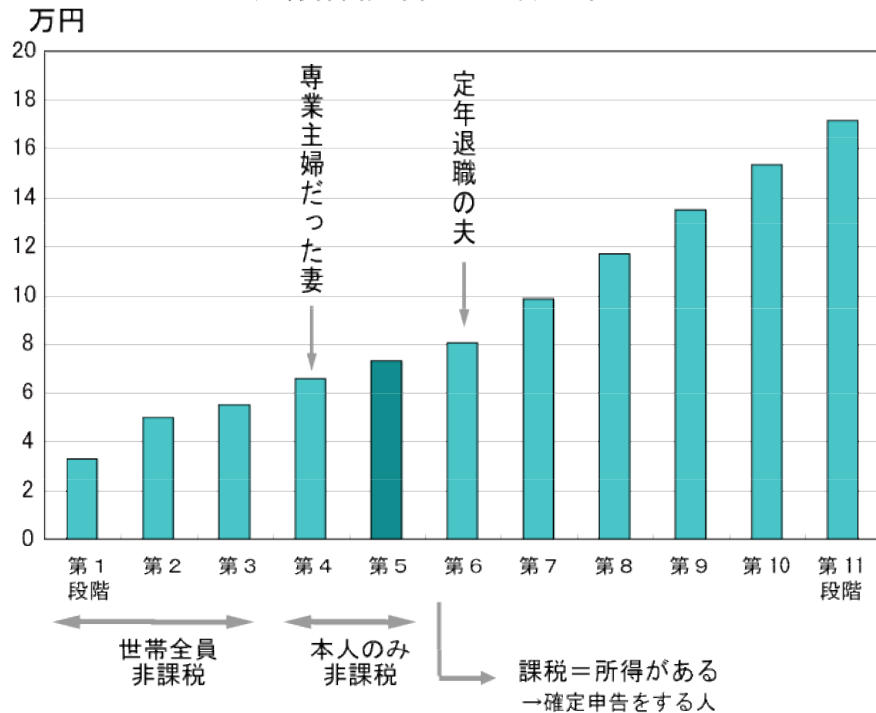


図 65歳以上の介護保険料(年額)

(2) 健保・介保の負担金について

【健康保険】・・・1～3割負担

- 現役～69歳 3割負担
- 70～75歳 2割負担(ただし現役並み所得者は3割負担)
- 75歳～ 1割負担(ただし現役並み所得者は3割負担)

【介護保険】・・・1～3割負担

原則、1割負担

収入が多い人は2割負担・3割負担

- ・高所得で上位2割の人は、2割負担
収入 単身=280万円/夫婦 346万円 を越えた人、
- ・もっと高所得(現役並所得)、3割負担 (2018年8月～)
収入 単身=383万円/夫婦=520万円 を越えた人

介護度により、使える上限が
決められている！

要支援1・2、要介護1～5
の7段階

ただし、低所得者＝介護保険料が第1～第3段階には、入所利用には減免制度あり
→ 限度額認定証(貯金1000万円以下に限る)

◆高額になった時の補助

- 健康保険 → 高額療養費制度(ザクツと月10万円オーダーで医療費を支払った時)
(収入の少ない高齢者の場合は、月3～4万円)
- 介護保険 → 高額介護合算療養費制度(健保とあわせて年間、約60万円以上支払った時)

●介護保険の使い方、健康保険と違うところ

健康保険 → 病気になったら「健康保険証」をもって病院に行く
介護保険 → 「介護保険証」をもらうところからはじまる

●行政相談窓口はどこ？

- ・福祉課……………障害者・介護者・生活保護の手続き
- ・社会福祉協議会……………社会的弱者の生活支援
- ・地域包括(生活支援)センター……………介護・医療での行政サポート

●介護保険のはじめ方

(1)地域包括センター(福祉課)で申請

(2)【介護度の判定】＝要支援1・2と、要介護1～5 の認定
自治体窓口 → 訪問調査・医師の診断書 → 認定審査会 → 介護判定
…1～2ヶ月

(3)ケアマネージャーの選定と介護プランの作成

- ・通所介護(デイサービスやショートステイ)
- ・生活支援(ヘルパー)・訪問介護／看護／リハ
- ・一定のリフォーム補助(階段・風呂場の手すり、バリアフリーなど)

●まずは、ベストを求めて、情報収集★ …… 「地域包括とケアマネ」

◆ポイント

みんなが納得することが大事！ = 一人が決めない・決めつけない
・本人の意向 と 援助者の意向

判断能力の低下 → 振り回される
誰かの独断的判断 → ”

・どの段階で、どう動くのかを決めること！

→ 思わぬ障害(時間的・金銭的・精神的なダメージ)

●リフォームでの補助と税金控除

最初の認定では、最大20万円分の工事について、1～3割負担で工事可能
(以後、介護度3段階上がるか転居した場合は、もう一度)

リフォーム減税……………バリアフリー工事などで、住宅ローン控除のような制度
リフォーム税額控除…工事費の10%、かつ20万円が最大

3. 高齢者の 住む所とお金の管理

●高齢者向け住宅の種類

| | |
|-----------|--|
| (1)施設系 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(特養)・・・介護3以上 ・老人保健施設・・・介護1以上 ・療養病床・・・医療機関・療養型老健 ・サービス付き高齢者住宅(※) |
| (2)地域系 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護付き有料老人ホーム ・小規模特養 ・グループホーム(特に、認知症の場合) |
| (3)自宅・自室系 | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅 ・ケアハウス(軽費老人ホーム 自炊前提から介護付きまでいろいろ) ・サービス付き高齢者住宅(バリアフリーの賃貸+α)(※) ・高齢者向け住宅・マンション(介護はなし) |

※サービス付き高齢者住宅には、そのサービスの大小が大きいので注意

●社会福祉協議会の生活支援

銀行・契約の同行(一時間 1000 円)、預金通帳の預かり(250 円/月)

●成年後見制度 ……年間 20万人(件)が裁判所に申立

裁判所に申し立てて → 本人に判断能力がないことを認めて貰い、後見人をたてる

判断能力が無くなる前に契約する → 「任意後見」 (通常は公正証書で元気な時に契約しておく
裁判所への申立で後見開始)

判断能力が無くなってから裁判所 → 「法定後見」
(近年、市町村長が後見人を申立するケースが 16%。3割が首長申立という府県もある。)

4. 亡くなる直前・直後

●遺言書について ←判断能力のあるうちに

- ・一般には、相続財産の分け方について書くもの。法定相続より優先する
自筆証書遺言・秘密証書遺言・公正証書遺言の3種類がある。
公正証書のみ裁判所の検認が不要
- ・最近の遺言書は、「付言事項」で気持ちを伝える場合が増えている。
- ・より拡張したものが、エンディングノート(自分史・重要連絡先など)

◆遺言書以外で、財産の分割・贈与をする方法

- ・生命保険や金銭信託
例)死亡保険金 を分割払い(年金払い)で、子どもに贈る
預金や投信など " で、妻に贈る

親が危篤！

- | | |
|---------|----------------------|
| ・(無事)退院 | 住む所ほかいろいろな対処 |
| ・医療が必要 | 療養病棟 |
| | 自宅看護 |
| | … (現実的には、病院たらい回しもある) |
| ・死亡 | 葬式から死後整理 (後述) |

●救急車と医師と警察について(死亡診断書と推定死亡)

◆虐待増加！ 孤独死増加！

自宅で亡くなる(心肺停止)と → 普通は救急車 → 救急隊員は心配停止の判断まで
→ 医師が死亡を確認(死亡届) or 事件性有無のため警察を呼ぶ

(◆ 行方不明者の失踪宣告は、最低7年。死亡したと明らかな状況があれば、認定死亡を届け出る。)

●死亡届・火葬埋葬許可証

簡素化する葬式

家族葬 → 直葬(火葬場でお別れ) →→ 直葬(お骨拾い無し)
お墓に埋葬／散骨／自宅にお持ち帰り

※ 死亡診断書のコピーを！ (「住民票の除票」も数通取っておくと、色々な手続きで便利)

●年金・健保の手続き

社会保険関係の手続きは基本的に、亡くなってから2週間以内
一般には、

- ・国民健康保険か後期高齢者保険(あるいは誰かの扶養になっている場合はその保険組合)
- ・介護保険
- ・年金関係(中には、厚生年金基金・共済年金・国民年金とそれぞれ別々)

→ 葬祭費の補助 5000 円～数万円 を忘れる人が多い

※(なぜ忘れるか?) 役所で死亡届を出すと、同時に、社会保険の手続きをすることが多い。
しかし、葬祭費の補助は、葬儀が終わってからしか申請できないから。

●生命保険(受取人)の手続き

実は、受取人が認知症…やっかいです！ →契約できないから。本人以外、引き出せないから
受取人が行方不明…もっと、やっかいです！ (時効2年) →裁判所に申し出て、財産管理人を立てる。

●銀行口座が凍結！… (「なぜ、凍結されるのか?」→相続財産だから =誰のモノか分からないから)

銀行口座や証券口座は、名義人が死亡すると一般にはすぐに凍結される。

ただし、日常的な引き落とし(光熱費など)はそのままという場合が多い。

葬式代の支払いに困るという人もいるので、少額なら確認を取った上で払い出しに対応する金融機関もある。

【凍結解除の書類】…共通しているのは、戸籍謄本。それと相続人すべてが承諾しているという事実(書類)。

◆遺言書がある場合

- (1) 遺言書の写し
- (2) 被相続人(亡くなられた方)が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本
- (3) 相続人・遺言執行者様の印鑑証明書
- (4) 検認書類の写し(公正証書遺言以外の場合)
- (5) 金融機関の口座払い出しや移管の手続き書類

◆遺産分割協議書がある場合

- (1) 遺産分割協議書
- (2) 被相続人様(亡くなられた方)の出生時～亡くなられるまで、かつ、相続人様全員が確認できる戸籍書類
- (3) 相続人様の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内の原本)
- (4) 金融機関の口座払い出しや移管の手続き書類

◆遺言書・遺産分割協議書がない場合

- (1) 被相続人様(亡くなられた方)の出生時～亡くなられるまで、かつ、相続人様全員が確認できる戸籍書類
- (2) 相続人様全員の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内の原本)
- (3) 金融機関の口座払い出しや移管の手続き書類

5. 四十九日・一周忌までに

●収入・支出の再確認(ライフプランの見直し)

●相続協議

もめる時はもめるので、ここでは、もめない場合のこと。

【相続財産】 不動産・預貯金・有価証券など

オススメは、司法書士に依頼して、遺産分割協議書を作成して、不動産登記までやってもらうのが間違いない。

(※遺言書があったとしても、みんなが承諾すれば、遺言書とはことなつた遺産分割協議が可能。

新たな財産が見つかった時や遺言書が見つかった時は、再協議)

●相続税がかかる時

→「3,000万円+600万円×法定相続人数」以上の財産があるとき

※2014年未までの基礎控除

「5,000万円+1000万円×法定相続人数」

課税割合 4.4%→8.0%(2015)に

- ・不動産・預貯金・死亡保険金
- ・死亡退職金・有価証券・自動車
- ・ゴルフ会員権など
- ・3年以内の贈与財産
- ・相続時精算課税で受けた財産

相続税の総額早見表

| 相続財産 → | 5000万円 | 8000万円 | 1億円 | 2億円 |
|---------|--------|--------|-------|-------|
| 配偶者と子1人 | 40万 | 235万 | 385万 | 1670万 |
| 配偶者と子2人 | 10万 | 175万 | 315万 | 1350万 |
| 子1人 | 160万 | 680万 | 1220万 | 4860万 |
| 子2人 | 80万 | 470万 | 770万 | 3340万 |

相続税の申告と納税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内

基本は、相続時点での財産価値で判断。不動産は相続税路線価で評価。

6. いろいろあるサービス

●家事・ヘルパー(一般向け生活支援)

- 老人向け介護支援
- 一般向け生活支援(妊婦など)

食事作り、掃除、買い物代行、
病院や買い物の付き添い、
食事の介助、車椅子介助、
ゴミ出し……

例) ダスキンホームサービス 定期契約 週1or2回 1回2時間 7000円/回

●保険外! 民間有料サービス

弁当宅配、介護用品、訪問理美容、
住宅リフォーム、介護タクシー、
見守りグッズ
(Webカメラ・定時画像メール)……

●信託銀行のサービス(商品)

- (1)遺言信託…(例) 退職金 1000万円 →毎月 10万円ずつ振込、亡くなったら遺族に一括
- (2)解約制限付き定期預金(認知症対策)
解約は、老人ホームの入居一時金か、高額医療費のみ。
認知症になった後、あらかじめ定めた親族や弁護士が手続き。
- (3)相続税節税商品(国税庁特例対応の贈与商品)
暦年贈与支援預金、教育資金贈与、結婚・子育て資金一括贈与…いずれも専用口座

おまけ

お一人さまの老後について「任意代理契約」「死後事務委任契約」

ポイントは三つ! 判断能力が「ある・ない・死亡」で契約が異なること

(1) (2) (3)

(1)「任意代理契約」 「有料見守り」～「包括的財産管理委任契約」まで

(2)成年後見人・任意後見人

…ちなみに、弁護士等に成年後見人になって貰う時の報酬は月2～6万円

(3)「死後事務委任契約」と「遺言書」

・死後委任契約= 「葬式は…」「アパートの解約は…」「遺品ゴミは…」

…これを考える人は、(1)～(3)をまとめて同じ人(団体)に、公正証書で契約することが多い

※死んだ時点では契約者が存在しないので、(3)は民法上の根拠がなくなる

相続財産については、相続人がすべて引き継ぐ →相続財産については手が出せない。

→遺言書とセット

※葬式の後、遺骨をどうするかも問題。

他の遺族や菩提寺への相談がなければトラブルになることも。

お寺とのトラブル 改葬許可書類にハンコを押してくれない・離壇料 200万円とか

「Amazonのお坊さん便」…お葬式 35000円+戒名代 20000円

「送骨.com」…3～5万円(託送する場合は、ゆうパック)